

タイトル	イングランドにおける法曹の起源
著者	ブランド, ポール; 朝治, 啓三; 苑田, 亜矢[訳]
引用	北海学園大学法学研究, 44(3・4): 531-550
発行日	2009-03-31

イングランドにおける法曹の起源

ポール・ブランド
朝 治 啓 三
苑 田 亜 矢 訳

イングランドにおける法曹の起源

イングランドの法曹 (legal profession) は長くて絶え間のない歴史をもっている。その歴史は、一三世紀に始まる⁽¹⁾。その世紀の最後の四半期までにかんりの数の法曹を見出すことができる。ここで法曹と言っているのは、イングランドのコモン・ローの手續と法準則についての実務上理論上の知識を持つっていると認識されており、報酬と引き替えにその法技術を法廷の内外で依頼人のために用いようとしている人々のことである。またフルタイムで法実務に従事している人々のこと

でもある。法は、彼らにとって永続的な職業だったのであり、彼らが生計を立てるための業であった。一三世紀末までには、イングランドの法曹と言うに十分な職業的法律家 (professional lawyers) が存在していた。それは、同時代の人々によってそのようなものとして認識された職業集団であり、その構成員が、法実務に従事する際の許可といった点に関する特別の規定や、職務上の倫理規定に従う、というような職業集団である。

職業的法律家の存在に関する最も確実な証拠は以下の通りである。一三〇〇年には、そしてその後の数世紀間には、職業的法律家の極めて大きな集団が、人民訴訟裁判所 (Common Bench) という民事訴訟審理のための第一義的な中央の裁判所で、法実務に従事している姿が見出されるはずである。その裁判所は、通常はウェストミンスターという、ロンドン・シティーに近い国王統治の中心地に置かれていた。その裁判所には、二種類の法律家集団がいた。サージャントとアトニーである。サージャントは、法廷における主張の提示 (presentation of cases) を専門としていた。彼らは、法廷において依頼人に代わって権利主張 (claim) ないし訴え (complaint) をおこない (「原告第一訴答」と呼ばれる)、依頼人のために弁護をおこない、その訴訟において相手方当事者のために行動するサージャントやその裁判所の裁判官とのつつしの法的議論を請け負った。サージャントは、しばしば、一人ないしそれ以上の同僚と協力して行動した。このことは全て、通常は、訴訟の「事実認定 (fact-finding)」段階に先立っておこなわれ、「事実認定」段階になると訴答によって引き出された事実問題の争点 (issue of fact) が、判定 (decision) のために地方の陪審のもとに送られた。サージャントは、しばし

ば、この後半の段階で活動的だったようで、そこでも依頼人に代わって陪審に「主張を」提示した。彼らはまた、最終和解譲渡証書 (final concord) の起草にも関係していた。これは、純然たる訴訟を解決するためであれ、土地に対する権利を譲渡するための手段としてであれ、裁判所の保護のもとでなされる公的な合意であった。そして彼らはおそらく法律問題について依頼人に一般的な助言を与えていた。一三〇〇年頃の数年間は、三〇名程のサージャントが人民訴訟裁判所で活動していたことが知られている。また、彼ら中の幾人かは二〇年あるいは三〇年もの間サージャントとしての経歴を持っていたこと、彼らの出身地がイングランド中に散らばっていたということも知られている⁽²⁾。

人民訴訟裁判所におけるもう一つの職業的法律家は、職業的アトニーである。法廷の内外で彼らに求められた役割は、より低い技術で足りた。原告側のアトニーはおそらく、原告がチャンセリーから適切な訴訟開始令状を選ぶのを助け、原告に代わってそれを入手し、訴訟を開始する地方のシェリフにそれを提出する際に役立った。訴訟の最初期段階である被告の出廷前においては、原告側アトニーは、依頼人の代わりに出廷し、裁判所書記たちが確実に、自分の出廷を記録

して、次の段階の訴訟手続に進むための令状を発給するよう計らった⁽³⁾。また、サージャントを選び、そのサージャントと契約を結んで依頼人のために訴答するよう計らい、サージャントに前もって事件の概要を説明するのも、アトニーの役割だったと思われる。彼らはまた、訴訟における訴答のために出廷し、依頼人に代わってサージャントが述べたことを採用するか、または採用しないかを主張するよう求められていた。これは、取り消さねば依頼人の敗訴となりかねないサージャントの言い誤りを取り消す機会を、アトニーに与えていた。アトニーは、時には特定の論点について裁判所から質問されたり、依頼人と意思疎通をはかるべく裁判所から利用されたりもした。

人民訴訟裁判所の職業的アトニーは、一三〇〇年までにはサージャントよりも遙かに大きな集団となっており、その数は二〇〇名以上になっていた。とはいえ、彼らは、法廷でのアトニーとしての活動を独占していたわけではなかった。というのも、友人、親戚あるいは使用人が依然として、個人的な訴訟においてアトニーとして活動していたからである。しかし一三〇〇年までには、裁判所に提出された訴訟全体の約三分の二において、職業的アトニーが代理人とし

て指名されるようになっていた。

世俗的な職業的法律家は、一三〇〇年までに、ウェストミンスターから遠く離れたところでも見られるようになる。職業的サージャントと職業的アトニーは、地方の、イングランドの各州で開催された王座裁判所の巡回裁判や大巡察の裁判でも見出されるし、より特化されていてより頻繁に開かれるアサイズ裁判官の裁判でも見出される。

また、(サージャントとアトニーという)二種類の法律家は、ロンドンのシェイリーの諸裁判所やその他の都市の裁判所でも見出される。地方の州裁判所には、職業的サージャントはいたが、職業的アトニーはまだいなかった。

一三〇〇年までにこれらの職業的法律家は、法曹の構成員と見なされ、待遇されるようになった。この法曹とは、その仕事の性格とそれが一般大衆に与えるサーヴィスの故に、それ自体の特別な法準則に従う職業集団をいう。これについては二種類の証拠がある。一つは、職業集団への加入許可を規制して統制しようとする試みがあったこと、もう一つは、その構成員の行動について独自の倫理規範 (ethical standard) を公表し強制しようとする試みがあったことである。加入許可を統制しようとする試みの最も古い証拠は、とりわけ、ロ

ロンドンのシティーの諸裁判所における実務に係している。一二八〇年にシティーによって採用されたある条例 (ordinance) は、シティー当局によって承認されて許可された者のみが、シティーの諸裁判所においてサージヤントとして実務に従事することができる^④としていた。この条例に続いて、シティー当局によるサージヤントに対する許可が始まる。この条例は、一二八九年と一三〇五年にも登場する。人民訴訟裁判所で実務に従事するサージヤントに対する許可を規制する条例は知られていないが、一二九〇年代までに、少なくとも人民訴訟裁判所が何かそのような統制を課していたことを示す、間接的ながら良い証拠がある。この時期は、人民訴訟裁判所にもたらされた訴訟の数が急激に増加したのに、その裁判所で実務に従事するサージヤントの数には変動がない時期であった。もし何らかの統制がなかったとすれば、このような現象が実際に起こりえたとは考え難い。また我々は、一二九三年、一二九九年、そして一三〇九年に、人民訴訟裁判所に突然新しいサージヤント集団が現れたことも知っている。最もありそうな説明としては、これらが、新規に任用されるサージヤントに対する「集団資格付与 (group calls)」を表しているということである。こういうやり方での一時集中的な

実務従事許可は、一四世紀後半には十分立証可能である。また、一二九二年には、人民訴訟裁判所で実務に従事することを許される職業的アトローニーの数を統制しようとする試みが、王令 (royal ordinance) によってなされており、それは、その数を一四〇程度に制限し、誰が実務に従事することを許されるべきかの統制権を、人民訴訟裁判所の裁判官に与えている^⑤。この王令は、しかしながら、裁判所で実務に従事する職業的法律家の数の「制限という」点でも、王令が与えることを目論んでいた許可に対する統制という点でも、失敗したように思われる。しかし、その試み自体は意義あるものである。

ロンドンのシティーの諸裁判所で実務に従事するための許可を統制することの目的が、実務に従事することを認められた者たちの側の技術的能力の基準を確保することにあつたのは明白で、そのことはサージヤント志望者の技術を試験する一定の形式があつたことも示唆している。そのような試験の内容については全く不明である。しかしながら、分かっていることは、国王裁判所における将来のサージヤントとアトローニーの教育を保証するための何らかの、もちろん非公式ではあるが、取り決め (arrangement) が存在していたということ

である。⁽⁶⁾ 一二八〇年代後半までには、人民訴訟裁判所に裁判所の「弁護士見習い (apprentices)」集団があり、彼らはそこでコモン・ローを学んでいた。その人民訴訟裁判所は、一九一一年以降になると、「クリブ (crib)」と呼ばれる特別の場所を設けたようで、弁護士見習いはそこに座って訴訟手続を聴くことができた。彼らはノートをとっていたとも考えられ、その中には、後に判例集 (law reports) に纏め上げられたものもあった。裁判官はまた、時々、法廷で弁護士見習いに所見を述べ、特定の事実によって生じた問題を説明し、弁護士見習いの教育に対する職務上の関心だけでなく、彼らに実務上の助言と激励を与えたいという願望をも示した。一三世紀が終わるかなり前に、コモン・ローの法教育は、基礎レベルはもちろん上級レベルでも提供されており、用いられる教育の方法は講義と討論を含んでいた。判例集が教育にも用いられていたことは明らかである。しかし、教師がどこの誰だったのか、教育がどこでおこなわれていたのかについては何も分かっていない。もっとも、それがロンドンかウェストミンスター自体にあったと推測するのは合理的根拠があるのだが。一三四〇年代になってようやく、法教育の提供が、インズ・オヴ・コートと結びつけられるようになる。ほぼその時

期にインズ・オヴ・コートは、開廷期中に法律家が宿泊する生活のための施設として出現したに過ぎないと思われる。

職業的法律家の行為を規律するための法準則の発達は、立法を通じて成し遂げられた部分と、裁判所自体のイニシアティブに基づいて成し遂げられた部分とがある。一二七五年に制定された法 (ウェストミンスター第一法の第二九条⁽⁷⁾) は、国王裁判所において活動するサージャントやその他の職業的法律家に關する⁽⁸⁾ 一般的な行為規範 (very general standards of conduct) を定めた。彼らは、裁判所も両訴訟当事者も何れをも欺くことをしてはならない。これらの規範に違反した場合の有罪判決は、一年と一日の収監という罰だけでなく、以後の生涯にわたる停職処分をも招くことになった。この立法は、停職処分はサージャントにのみ適用されることを定めていたが、一二九一年以降はアトニー⁽⁹⁾ も同じように、深刻な事例においては停職処分を下されていることがわかる。サージャントを対象とするよりもアトニーを対象として、その立法の規定を適用している証拠の方がはるかに多い。実際、数人のアトニーが、その制定法に違反した廉で、制定法の定める一年と一日の収監に服している。しかし、裁判所を欺こうとしたことについて裁判官がサージャントに対し

て与えた警告の背後には、その制定法の反響が確かに聞こえるし、その制定法がサージャントにも同様に適用されていたことを我々は示すことができる。一二八〇年にロンドンのシティーは、はるかに手の込んだものを導入した。それは、職業的法律家を対象として定められた、様々な特定の型の不正行為を禁じる一纏まりの行為規範であつた。それらの不正行為には次のものが含まれている。すなわち、「利益配分約束付きの訴訟肩替わり(champerty)」「訴訟の係争物の分配に与るかわりに一方の訴訟当事者の肩替わりをすることに同意すること」、「二枚舌(ambidexterity)」「両方の訴訟当事者から金を取ることを、相手方当事者を罵倒すること、そして、職業的法律家が相談役として活動してきた訴訟において、裁判所を促して判決に至らせる」「裁判所補佐人(assessor)」として行動することである。この行為規範が適用されていたことを示すある程度の証拠はある。

国王裁判所もまた、制定法によつて伝えられていること以上に、裁判所で実務に従事する者たちの行為を規制する固有の権限を持っているのだと考えていたようである。国王裁判所は、行為に関わるより一般的な規定⁽²⁾である職務倫理規定⁽³⁾を發展させ始め、それには、以前依頼人だったことのある人

に對して、忠実義務を保持し続けることも含まれていた。⁽⁹⁾そして国王裁判所は、一時的職務停止を含む様々な方法を使つて、それらの規定を実効力あるものにしていった。

以上のような、一定規模の職業的法律家集団の存在および法曹の發展の開始についての全体像は、一世紀前のジョンの治世(在位一九九—一二一六年)の状況とは対照的である。ジョン治世においては、職業的法律家と見なされていると主張しそうな人は僅か二人しかいなかったが、彼らは、せいぜい「前職業的」法律家に過ぎなかつたと述べられる方がおそらく適切である。彼らが、法廷で依頼人に代わつて活動していたことは明らかだが、彼らの活動に関する記録は、依頼人の法的代理人であることが彼らの主たる職業であつたとか、収入源であつたとかいうことは示してはいないし、そうでありえたことすら示していない。

全き意味での職業的法律家のはつきりと姿を現すのは、ヘンリ三世の長い治世(在位一二一六—七二年)になつてからのことである。一二三九年の記事の中で年代記が偶然言及しているところによると、人民訴訟裁判所のサージャントは、その時までにはすでに、小規模とはいへ、認定された職業的専門技術を備えた人々の集団として確認できるものとなつて

いる。¹⁰⁾一二六七年の公文書によれば、同集団は、彼らの仲間の一人がウェストミンスター・ホールにおいてユダヤ人の裁判官に暴行を加えた廉で責任を問われた時、仲間のために集団で効果的に、間に入って解決をはかっている。¹¹⁾しかしながら、ヘンリ三世治世のどの時点をとっても、人民訴訟裁判所やその他の裁判所に何人のサージャントがいたのかは正確には知ることはできない。その治世のある時点では活動中の約二〇名のサージャントの名前を確認できるし、彼らについてある程度の情報も分かっているが、この約二〇名がサージャント全体の何パーセントにあたるのかは知ることができない。一二六〇年までには人民訴訟裁判所で複数の職業的アトニーが働いていたことを示す記録があるが、その数は、半世紀も経たない後に、そこで実務に従事しているアトニーの数と比べるとかなり少なく、全部でせいぜい一〇名程にすぎない。またその時までには、ロンドンのシティーの諸裁判所に職業的サージャントが存在していたという、間接的ではあるが、最初の明確な証拠を得ることができるようになる。

確実に証拠の点で、そしてたぶん職業的法律家の数の点で、飛躍的進展がみられたのは、エドワード一世治世（在位一二七二—一二七七年）のことである。現存する最古の判例集は、

一二七〇年より少し前に由来する。それから程なくして、判例集から我々は、人民訴訟裁判所と大巡察の両方で実務に従事しているサージャントの名前を確認できるようになり、かなりの数のサージャントが両方の裁判所で活動していたということを知ることができる。その判例集は、一二九一年以降、飛躍的に増大する。一二九三年以降については、人民訴訟裁判所のサージャントを同定しうる第二の別種の情報源がある。それは、訴訟記録集 (plea rolls) に記録されている最終和解譲渡作成時の承認部分 (authorizations) であり、ここにサージャントの名前が記されている。

人民訴訟裁判所の職業的アトニーは、訴訟当事者による個々の任命書の一つ一つ確認するという骨の折れる作業によつてのみ同定することができる。一二八〇年までに、職業的アトニーだったことを示す活動の記録をもっている人物は一〇〇人以上いた。職業的アトニーの確実な出現は、「コモン・アトニー (common attorney)」という言葉が一二九〇年までに出現したことによつて確認できる。その言葉は、職業的アトニーを指し、彼らを非職業的アトニーから区別しているからである。

一三世紀までのイングランドに、職業的法律家の集団が認

識できるものとして出現したことを説明する要因は、様々な。国王ヘンリ二世治世（在位一一五四―八九年）とその後に創出された、新しい国王裁判所（人民訴訟裁判所、大巡察、王座裁判所）は、それまでの共同体裁判所や封建裁判所に直接取って代わったわけではないが、それらの裁判所からより重要な種類の法的業務のほぼ全てを取り上げてしまった。それらの新しい裁判所はどれも、実際には全国に及ぶ裁判権（nationwide jurisdiction）にあたるものを持っていた。と同時に、それらの裁判所によって作り上げられたのが、それら自身の実法的法準則と手続とを備え、それら自身の一貫した「全国規模の（national）」法慣習を發展させることができた、全国に及ぶ裁判所（national courts）のシステムである。これらの新しい裁判所は、新しい型の裁判所でもあった。それらの裁判所は、開廷期中は毎日開かれ（三週間から一ヶ月経つことに休延期があった）、日々増大する業務をこなした。その裁判所で業務にあたっていたのは少人数の国王裁判官であり、その中核は（ヘンリ二世治世以降は、常勤の（full-time））、しばしば永年勤務の（long-serving）、そしてますます専門の（expert）裁判官から成るようになった。これらの新しい裁判所では訴訟当事者は、かつての共同体裁判所や封建

裁判所では当然だったように、自分たちの隣人や同じ共同体の構成員によって裁かれるというのではなく、自分たちが共有しているわけではない専門的知識を持ち、自分たちがしばしば知らない言語であるフランス語を使う、見ず知らずの人々によって裁かれるという状況に出くわした。したがって訴訟当事者が訴訟の場で、専門家の手助けを必要だと感じたのはほとんど驚くにあたらない。その専門家とは、法廷言語（であるフランス語）をしゃべり、その裁判所の法準則や手続、そしてその裁判所が用いている法慣習を知っていると主張することができた人々であった。

職業的法務サーヴィスに対する需要を作り出すことを助けたこのシステムには、技術的な特徴もあった。国王ヘンリ二世治世の後半（一一七六―八九年）以降一層、重要な民事訴訟は、限られた数の標準的定式の一つである、特定の国王令状によって開始されなければならなくなった。それらの標準的定式は、国王のチャンセラーから入手されねばならず、とりわけ土地訴訟のための標準的定式は、特に一三世紀が進行するにつれて着実に増加していった。令状を選択することのみならず、標準的定式に差し込まれるべき情報（details）を挿入することは訴訟当事者の責任であったと思われる。間

違った令状の選択や令状への不正確な情報の挿入は、原告の敗訴に至ることもあれば、虚偽の権利主張の廉で原告が罰金を科される結果となることもあった。訴訟当事者はまもなく、この（令状の選択や情報の挿入といった）ことは、専門的な助言や助力が必要な分野なのだとすることを認識した。令状の選択と情報の挿入は、専門的アトニーの仕事となった。裁判の中央集権化によって、職業的アトニーには、別種の好機が訪れた。多くの訴訟当事者は、訴訟に必然的に伴う何度もの裁判所への旅にかかる出費や手間に、尻込みしなければならなかった。訴訟当事者のためにこれを引き受けるアトニーは、格好の顧客を得たのである。特定の地域からの仕事量（訴訟数）が十分になると、職業的アトニーは、訴訟当事者の親戚や使用人といった、非職業的アトニーに対する決定的な経済的優位を手に入れた。というのも、職業的アトニーは、ロンドンやウェストミンスターへの旅費や滞在費を、地方の依頼人複数で分担させることができたからである。彼はまた、その裁判所の規則正しい実務にのみ伴う、その裁判所の手続を理解しているという強みももっていた。

国王裁判所における訴訟の訴答は、着実に精巧なものとなつていき、いつもその裁判所に出席している者たちのみ

が通例使いこなせるような類の、裁判所の法準則や手続についての詳細な知識を要求するようになっていったと思われる。そしてこのことも職業的法律家に有利に働いた。一二世紀後半までには、訴訟の訴答段階で法廷にいる原告は、重要な項目（details）について自分の令状に合致する権利主張や訴えをおこなうことを期待されているという状況になった。そして、標準化された令状は標準化された原告第一訴答に対応するようになり、令状が含む項目は次第に増大したのである。訴訟当事者は、これは、嵌まりうる落とし穴に気づいて、それらを避けることのできる能力を持った誰か専門家によってなされるべきだと認識した。少しでも誤りがあればそれは相手方当事者に衝かれ、裁判所は訴訟を却下して原告が訴訟を新たに始めるよう求めるか、さもなくば原告は敗訴するという結果になった。

人民訴訟裁判所にもたらされる訴訟の数は、一三世紀の間に非常に増加した。人民訴訟裁判所の公式な記録は、その世紀中に訴訟数が二〇倍に増えたことを示している。このただ一つの裁判所への訴訟の集中は、おそらく、人民訴訟裁判所における専門的法的サービスの対する集中的有効需要の発生を促すことに重要な役割を演じた。そしてまたそれは、な

ぜ専門的法律家が人民訴訟裁判所に最初に現れ、その後もそこで彼らの最多数が活動しているのかの理由を説明する。

職業的サージャントと職業的アトニーという別々の〔二種類の〕集団が早いうちから確立したことは、厳密には原型のままではないとはいえ、イングランド（そしてアイルランド）において今なお続いている二種類の法曹の伝統を生み出したという点で、長い目で見て重要な事項にあたる。さらに、成功した極めて有能な職業的法的専門家（サージャント）から成る別の比較的少人数のエリート誕生は、程なくして、彼らからの裁判官への登用という結果に結びついた。サージャントから裁判官に登用された最初の例は一二七九年にみられるが、当初は少数派であった。一三四〇年頃になって初めてサージャントは上級の裁判官職を独占するようになり、そしてそれゆえに彼らがベンチ（裁判官席）とバー（弁護士席）の融合をつくり出すことになる。そのベンチとバーの融合は、大西洋の両側やそれを越えた広い地域に見られる同類の法体系としてのコモン・ローの独特の特徴であり続けている。

国王裁判所やその他の世俗裁判所で実務に従事する職業的

法律家、つまりこれらの純粹に世俗的な法曹の出現と並んで、イングランドにおいては、ヨーロッパの他の地域と同様に、教会裁判所において活動する職業的法律家集団——それはしばしば聖職者自体の集団であった——が発展を見せていた。¹²⁾

これらの職業的カノン法曹は、通常は大学においてローマ法とカノン法の教育を受けていた。イングランド国王たちは、イングランドにおける法曹の形成期である一三〇〇年頃以前の時期、これらの人々を国王裁判官として登用して勤務させることもあった。ヘンリ二世の国王裁判官のうち、ゴドフリー・ド・ルーシー (Godfrey de Lucy) はボローニヤで法学を学んだかもしれないし、チチェスタの〔司教に次ぐ地位である〕大助祭 (archdeacon) であったマスター・ジョスリンは、彼の叔父であるチチェスタ司教ヒラリーとともにおそらくカノン法を勉強していた。¹³⁾ イーリの大助祭でありかつヘンリ〔二世〕の治世だけでなく彼の息子のリチャードとジョンの治世にも国王裁判官であったリチャード・バリ (Richard Bare) もまた、一一五〇年代にボローニヤで法学を学んでいたことは明らかである。¹⁴⁾ ヘンリ三世治世の初期の国王裁判官の中で、マスター・ロバート・シャードロー (Robert of Shardlow) は、法訓練を受けてカノン法曹となったといつてよいだ

らう。¹⁵ またその治世後半に、マスター・サイモン・オヴ・ウォルトン (Simon of Walton) が、国王のために勤務する前にカノン法曹として実務に従事していたのは確実なことである。というのも、サイモンは、カノン法曹として法的サーヴィスを提供する対価として、オズニー修道院 (Osney Abbey) から年額五マルク (後には一〇マルクに増額された) の年俸を受け取っていたからである。¹⁶ サイモンは、一二五七年にノリッジ司教として選出される前の一二四六年と一二五六年の間の一〇年間、巡察裁判官や人民訴訟裁判所の正規の国王裁判官であった。マスター・ロジャー・シートン (Roger of Seaton) は、一二七四年から一二七八年まで人民訴訟裁判所の主席裁判官をつとめ、それより前の一二六八年から一二七一年までは人民訴訟裁判所の裁判官であり、一二七一年から七二年の巡察裁判の主席裁判官であったが、彼もまた法訓練を受けたカノン法曹であった。ロジャーは、一二六〇年に、グラム司教ステイチル (Stichil) の司教区裁判官や司教代理として活動していた。¹⁷ 彼の同僚であるマスター・ラルフ・ファニングム (Ralph of Faringham) という、一二七四年から一二七八年まで人民訴訟裁判所の裁判官をつとめた人物もまた、おそらく学識法の教育を受けていた。¹⁸ ラルフは、

一二五九年に〔改革派〕バロンたちのカウンシルの遣いでローマ教皇庁に派遣され、一二六二年までそこにとどまった。彼は、外交使節として一二六七年にルイ九世のもとに派遣され、一二七〇年には再度ローマ教皇庁へ、そして一二七四年には〔第一〕リヨン公会議へ使節として派遣された。¹⁹ 後にエドワード一世の治世には、マスター・ジョン・ラベル (John Lovel) は、ロンドンのアーチ裁判所 (カンタベリ大司教区裁判所) でカノン法曹として実務に従事していたが、国王のために勤務することになった。彼は、一二九〇年から一二九二年まで人民訴訟裁判所の主席書記官 (ロールと令状の保管係) であり、その後一二九二年から一二九四年まで大巡察の裁判官として活動した。その後彼はまた、ほんの一開廷期だけであったが、王座裁判所の裁判官の一人であった。しかしこのような人々はいつも、様々な階層から成る裁判官の中では極めて僅かな部分しか占めておらず、一三〇〇年以降はその中から姿を消していったようである。

一三世紀の最後の四半期に活動し、我々がその詳細を知っているような職業的法律家の最初の世代の何人かは、おそらくはイングランドの大学のどちらか一つに出席して、少なくとも始まったばかりの学識法の法訓練を受けていたというこ

ともまた事実である。そのうちの一人であるエドマンド・オヴ・パシュリー (Edmund of Pasley) は、国王裁判官の一人であったハーヴィー・オヴ・スタントン (Hervey of Stanton) によって、「レジスト (legist)」(資格をもったローマ法学者) と、ついでながらではあるがはつきりと言及されている。⁽²⁰⁾ ただし、この言及が見られる文脈において、パシュリーが結果として出すことを期待されていたことは、裁判官によって引用されたローマ法の引用句を識別することだけであった。⁽²¹⁾ パシュリーはまた明らかにカノン法もある程度知っていた。⁽²²⁾ 判例集によれば、彼の同僚であり仲間のサージャントのヘンリ・ル・スクロープ (Henry le Scrope) やウィリム・インジ (William Inge) ⁽²⁴⁾、そしてサージャントで後に人民訴訟裁判所の裁判官となったウィリアム・オヴ・ペリフォード (William of Berford) ⁽²⁵⁾ やウィリアム・ハワード (William Howard) ⁽²⁶⁾ のいずれもが、ローマ法とカノン法の両方の知識をある程度持っていた。また一二九〇年代の不認可理由開示 (*quare non admittit*) 訴訟の報告から分かるのは、「名譽毀損 (*infamia*)」というカノン法上の概念が、カノン法曹以外の相当数のサージャントたち (ロジャー・オヴ・ハイアム (Roger of Higham) ⁽²⁷⁾、ジョン・オヴ・マトフォード (John of Mutford) ⁽²⁸⁾

ニコラス・オヴ・ウォリック (Nicholas of Warwick) ⁽²⁹⁾、そしてヘンリー・スピガナル (Henry Spigurnel) ⁽³⁰⁾ に知られていたことである。彼らは「学識法の」教育を受けていたとはいえ、第一義的には、学識法曹だったのではなくてコモン・ロー法律家だったのであり、ずっとそうであり続けた。そして彼らは、法廷に現れたとき、通常彼ら以外のコモン・ロー法律家とまったく同じように議論し、その議論の中でローマ法やカノン法の知識を用いることはなかったのである。

このように学識法の伝統から影響が及ぶ道筋があった可能性があり、また一見すると「ローマ・カノン法との間に」数多くの類似点や並行的発展があったように見える事柄もあるのに、イングランドの法曹の発展は、既存の何らかのローマ・カノン法のモデルに、何か負うものがあつたとしても、多くを負ってはいないと思われる。例えば、コモン・ロー法律家がサージャントとアトニーという二つの集団に分かれていることは、確かに、カノン法曹がアドヴォケイトとプロクターに分かれていることと似ている。サージャントとアドヴォケイトは、依頼人のための法廷弁護士 (*courtroom speakers*) であるという共通の特徴を持っている。彼らは、依頼人によるどんな正式な任命もなしにその機能を果たしたのである。

一三世紀の前半、コモン・ローのサージャントに対して *advocatus* という語を用いている証拠さえある。⁽²⁸⁾ ただ、*narrator* (な) *prolocutor* という語を用いる方が極めて一般的であり、その時期以降は *advocatus* を用いている証拠はほとんどない。しかし、*advocatus* という語が用いられていたのは、「サージャントとアドヴォケイトが」機能の点で何か類似していたが故にはなく、そうではなくて *advocatus* が *advocate* の過去分詞であり、それが、依頼人に代わってサージャントが法廷で述べたことを「採用する (*adopting*)」時の依頼人本人、ないし彼のアトニーの行動に用いられた動詞だったからである (*disadvocate* という語は、採用しない時に用いられた⁽²⁹⁾)。したがって、*advocatus* は、依頼人のために語る人で、その人の言葉が依頼人によって法廷で通常採用されるというような人を指したのである。このことにより我々は、二つの法制度の間にさらに決定的な相違点があることに気づく。アドヴォケイトは、コモン・ローにおける相当物 (であるサージャント) がコモン・ロー裁判所において不可欠だったのとは異なり、教会裁判所において不可欠だったわけではない。というのも、プロクターを用いる訴訟当事者は、教会裁判所がプロクターが純粹に言葉の上の言い誤りを犯したとしても

それにより不利益を被ることはなかったと思われるからである。コモン・ローの訴訟当事者が彼のアトニーの言い誤りによって不利益を被っていたのとは異なっている。これを避けることが常に、サージャントを用いる重要な理由の一つであった。

アトニーとプロクターの間にも形式と機能の点である程度類似点がある。というのも、両者はいずれも、法廷で依頼人を代理するにあたっては依頼人によって明確に任命されねばならなかったからである。一一七〇年代に書かれたと言われる『財務府対話』の一節には、プロクター (*procurator*) という語が用いられており、その語は、国王裁判所で活動する法的代理人、すなわち後にアトニーと呼ばれることになる人に対して用いられている⁽³⁰⁾。しかし、一一八九年頃に完成した最初の重要なコモン・ローについての論文である『グラウンヴィル』の時代までにすでに、用いられる語は、*procurator* ではなくて *responsalis* となっている⁽³¹⁾。間もなくこの語も取って代わられた。現存する初期の訴訟記録集の中に見出されるのは、*positus loco X* (「Xの代わりに置かれた」) というかなり不格好な形容詞句である。よりきちんとした *attornatus* という語が最初に見出されるのは一二〇〇年のミクルマス開

廷期のことであり、その語がまもなくより古い語にとつて代わった。⁽³²⁾さらに、代理人の任命の方法は、二つの法制度において極めて異なっている。ローマ・カノン法的伝統におけるプロクターたちは、依頼人の名前のもとに書かれた別々の書面によって任命された。一方、イングランド法におけるアトニーたちは裁判所に（あるいは任命を受け入れる権限を与えられた人の面前に）出廷している訴訟当事者本人によって口頭で任命され、その後その任命が裁判所によって書き取られて保管された。もし、イングランドの法曹の二つの職種が（あるいは二つの職種を生んだ二つの別々の機能さえもが、意識的にカノン法の相当物（であるアドヴォケイトとプロクター）を基礎としているのだとしたら、二つの（法制度における）法曹のそれぞれの職種の間の類似点が原初期と比べると見られなくなるのは理解し難いし、（サージャントやアトニーに対して）用いられていた学識法的な呼称がすぐさま捨て去られて、別の呼称に取って代わられたのも奇妙である。

コモン・ロー裁判所と教会裁判所は、専門職業化という点でも似ているように見える特徴をもっている。コモン・ロー裁判所では一三世紀後半に、裁判所で実務に従事することを許される者たちについて、統制を課していたと思われること

が確認できた。既にみてきたようにそのような統制は、ロンドンでは一二八〇年に、シティーの諸裁判所で実務に従事しようとするサージャントに対して課されており、少なくとも一二九〇年代初めまでに人民訴訟裁判所のサージャントにも課されていたと思われる。一二九二年には同じような統制を、人民訴訟裁判所の職業的アトニーに課そうとする明白な試みがあった。⁽³³⁾この点ではコモン・ロー裁判所は教会裁判所に先んじていたように思われる。教会裁判所では、アーチ裁判所で実務に従事することを許される者たちを統制していることを示す現存の最古の史料が、一二九五年になつてようやく現れる。さらに教会裁判所は、その裁判所で実務に従事することを許されるアドヴォケイトに統制を課そうとした際、適用すべき一つの明確な基準を持っていた。それは、カノン法またはローマ法の大学教育（後にはその学位）という要件（を満たしているかどうかという基準）である。一三世紀の大半の期間、イングランドの教会裁判所の職業的アドヴォケイトが、イングランドの大学のいずれか一つでカノン法および（または）ローマ法を学ぶことはあたりまえのことになつていたようである。しかし、その一般的慣例が法準則となり、その資格を持たない者をアドヴォケイトとしての実務活動から閉

め出すのは、ようやく一三世紀の最後の四半期になってからである。イングランドにおける最初の一般的法準則は、以下のことを定めたランベス大司教区会議（一二八一年）の決議である。それは、如何なる者も、最低三年間カノン法とローマ法の講義に出席しなくてはなければ、カンタベリ大司教管区内の教会裁判所でアドヴォケイトとして実務に従事してはならないと定めていた。アーチ裁判所で実務に従事する許可を求めるアドヴォケイトには、さらに高い要件が、大司教ウィンチェルシー（Winchelsey）により一二九五年の制定法によって課された。それは、最低四年間（五年間が望ましい）講義に出席すること、そして少なくとも一年間アーチ裁判所自体に（おそらくはその裁判所の実務と慣習を学ぶために）定期的に出席することであった。³⁴しかしながら、大司教ストラットフォード（Stratford）が、少なくともカノン法かローマ法の学士の学位を取得していることを、アドヴォケイトの要件としたのは、一三四二年になってからのことであつた。³⁵ちょうど同じ時期に我々が初めて目にする例がある。それは、アーチ裁判所のプロクターに充てられている限られた数のポストの一つをめぐる争いにおいて、法学士に優先権が与えられているという例である。一四世紀半ばになって初めて、イ

ンズ・オヴ・コートが、イングランドのコモン・ロー法律家の法学教育のための機関として現れる。既に見たように、サージャントの中の複数がローマ法および（または）カノン法の教育を受けていたかもしれないが、全員ではないにせよほとんどのサージャントが、一三世紀の第四四半期までに、ウェストミンスターロンドンで受講可能だった教育プログラムに参加していたというのもありそうなことなのだけれども、適用される明確な教育上の基準はなかった。それに、その時期以前はコモン・ロー裁判所でより高度な法実務に従事するために必要な資格要件として、明確には認識できるものはなかったし、一六世紀以前はインズ・オヴ・コートへの出席が法実務に従事するための資格要件の一つであつたという証拠もなかった。

職務倫理規定を課して強制するという点でも、コモン・ロー裁判所と教会裁判所はかなり異なつた道筋を辿つた。早くも一三世紀の最初の四半期には、教会裁判所は、カノン法のアドヴォケイトに、主要な職業的倫理規定のいくつかを遵守する義務を負わせる宣誓をおこなうことを求め始めた。イングランドのカノン法の職業的アドヴォケイトにそのような宣誓を課した最初の証拠が見出されるのは一二三七年のことであ

る。この年に教皇特使オットーがロンドンで教会会議を開催し、そこで、アドヴォケイトに（依頼人に誠実に仕えること、依頼人の相手方当事者を不当に足止めしたり、相手方当事者に権利がある場合に、彼らが正義を得ることを妨げたりしないことを）宣誓することを要求する条項（第二十九条）を含む立法が成立した³⁷。この条項は、様々な司教区を対象とする各地の司教区の立法によって繰り返し、補強され、そして時には拡大された。一二七三年に、カンタベリ大司教キルウォービー（Kilwardby）は、大司教区裁判所であるロンドンのアーチ裁判所において実務に従事したいと望む法律家を対象として、より手の込んだ宣誓を、その裁判所で実務に従事するプロクターからもアドヴォケイトからも要求することにした。一二七四年以降には（第二）リヨン公会議の結果として、カノン法のプロクターもアドヴォケイトも全員、単に実務従事許可の時ばかりでなく、その後も一年おきにそのような宣誓をすることを要求された。これとは対照的に、イングランドの世俗裁判所については、この時期に同様の宣誓が要求されている何らかの証拠があるのは、ロンドンのシティーの諸裁判所のみである。この時期に主要な国王裁判所が、サージャントであれアトニーであれ、彼らから同様の宣誓を要求し

ている証拠は何もない。

また、教会裁判所における職務上の行為についての詳細な規定に匹敵するものを見出しうるのも、ロンドンについてのみである（一二八〇年の規定の中に見出せる³⁸）。一二三七年の教皇特使の教会会議自体はある倫理規定を成立させたが、それは、教会会議が定めた新規任用のアドヴォケイトによる宣誓の中では、特に言及されてはいなかった。証人に偽証をさせること、あるいは虚偽を述べたり真実を隠したりするように当事者に指示することは、初めての違反の場合は、「職務」（アドヴォケイトとしての活動）停止により罰せられるとともに、アドヴォケイトが自分の違反行為の償いをするまでずっと彼が持っていた収入（Benefice）を停止することにより、罰せられることになった³⁹。違反の繰り返しは、「適正な処罰（due penalty）」（内容は特定されていない）によって罰せられた。アーチ裁判所のためのカンタベリ大司教ウィンチェルシー（Winchelsey）による一二九五年の諸規定もまた、その裁判所で実務に従事する法律家たちのための職務行為についての極めて詳細な規定と、この規定に違反した場合の罰金の一覧表を内容としていた⁴⁰。この規定（により禁止されている行為）は、証拠の悪意による未提出、偽造文書の利用、真正文書の

内容削除ないし内容変更、直接的間接的に証人に偽証させること、虚偽の訴訟に継続的に出廷すること、真実ではない事実を故意に主張すること、あるいは国王禁止令状を用いることが不適切である訴訟において、禁止令状を入手したり提示したりすること、に及んでいる。これらの義務への違反は生涯停職 (permanent suspension) を意味し、それらに違反したと疑われる場合は、その嫌疑が晴れるまで職務停止となった。それよりも軽かったのは、同僚 (である法律家) や裁判所に対して度を超えて話し過ぎたり、不法法を働いたりする法律家による裁判所の業務の妨害であった。何であれ最初の違反に対する処罰は主席裁判官の意向に任せられていた。矯正不能と判断された違反者に対してのみ、生涯停職の処分が下された。同様の処分は、自分が担当する訴訟の一つが審理に送られてきた時に、自分の欠席の代わりを務めるよう同僚の法律家と申し合わせずに、法廷を欠席した法律家に対して下された。常に足繁く飲み屋に通っていることが知られたアドヴォケイトやプロクターに対しても同様であった。裁判所による判決の確定や判決の執行を阻止するために、虚偽の意味のない上訴をする法律家たちを待っていたのは、一時停職ないし生涯停職という処分であった。その他の教会裁判所

も、その裁判所自体のための同様の法準則を持っていたように思われる。しかしもしそうであったとしても、それは現存しない。

イングランドの世俗裁判所で実務に従事するかなりの数の職業的法律家が出現したことは、一三世紀における一つの発展であり、それは、イングランドの国王裁判所の早期の集権化と、新しい種類の国王裁判所の創設を反映している。新しい国王裁判所は、そこで役割を果たさねばならなくなった訴訟当事者が必要とする種類の職業的専門的法技術を提供する法曹の成長を助けることとなった。しかし、その法曹の専門的法技術は、大学における書かれた権威的テキストの学習を通じて獲得されるというものではなかった。同時期には、教会裁判所を主たる実務活動の場とする別種の法曹が発展していた。彼らの知識と専門的法技術は、大学における書かれた古典的テキストの学習に基づいていた。イングランドのコモン・ローは、すでに一三世紀末までに非公式には教えられており、一四世紀半ばまでにはそれ独自の教育機関であるインズ・オブ・コートを発展させていて、それがのちには、イングランドの「第三の大学」と呼ばれるようになった。ブラッ

クストーンは一八世紀半ばにオクスフォード大学でイングランド法を教授したが、イングランド法がイングランドのどの大学においても正規に教えられるようになるのは、一九世紀になってからである。そしてその時代になって初めて、イングランドの裁判所制度における変革が、それまで別々だった世俗裁判所と教会裁判所の制度や法曹を實際に合流させたのである。イングランドの法曹の歴史は、その独特の伝統的特徴を説明するのに重要である。その特徴とは、「バリスタとソリシタという」法曹の二種類への分岐、司法職についての別々のキャリアパスを発展させなかったこと（「による法曹一元」）および抽象的思考と論理的思索を好まないことである。

- (1) 本稿の前半部分は、主として、Paul Brand, *Origins of the English Legal Profession* (Oxford, 1992) における研究成果の要約であり、こゝで述べる内容の参照文献についてはこれを参照されたい。
- (2) 詳細は、Paul Brand, 'The Serjeants of the Common Bench in the Reign of Edward I: an Emerging Professional Elite' in *Thirteenth Century England VII: proceedings of the Durham Conference 1997*, ed. Michael Prestwich, Richard Britnell and Robin Frame (Woodbridge, 1999), pp.

81-102を参照せよ。

- (3) Brand, *Origins of the English Legal Profession*, p.88.
- (4) *Municipia Gildhallae Londoniensis*, ed. H.T.Riley (Rolls Series), ii, part ii, pp.280-2.
- (5) *Rotuli Parliamentum*, i, 84, no.22; T(he) N(ational) Archives, (Public) Record Office), CP 40/95, m.71d.
- (6) 初期の法曹教育については、Paul Brand, 'Legal Education in England before the Inns of Court' in *Learning the Law: Teaching and the Transmission of Law in England*, ed. Jonathan A. Bush and Alain Wijffels (London, 1999), pp.51-84.
- (7) *Statutes of the Realm*, i, 34.
- (8) *Municipia Gildhallae Londoniensis*, ed. H.T.Riley (Rolls Series), ii, part ii, pp.280-2.
- (9) LI MS. Miscellaneous 87, ff.80-v.
- (10) Mathew Paris, *Chronica Majora* (Rolls Series), iii, pp. 618-20.
- (11) TNA, PRO E 368/42, m.3d.
- (12) 職業的カンン法曹の発展についてはより詳細な説明は、Brand, *Origins of the English Legal Profession* (Oxford, 1992), Chapter 9を参照。
- (13) Ralph V. Turner, *English Judiciary in the Age of Glanvill and Bracton*, c. 1176-1239 (Cambridge, 1985), pp.36-8.

- (14) *Ibid.*, p.96.
- (15) *Ibid.*, p.233.
- (16) *Cartulary of Oseney Abbey*, ed. H. E. Salter (6vols., Oxford Historical Society, 1929-36), iii, pp.42, 117. 国王が彼を最初はカンン法曹として雇ったことについては『*Calendar of Patent Rolls, 1232-47*』, pp.173, 261, 265を参照。同じ時期のもう一人の国王裁判官이자 法曹としてあつたウィリアム・ボンカー (William Bonquer) については Brand, *The Making of Common Law* (London, 1992), p.72 and note を参照。
- (17) *Registrum Palatinum Dunelmense*, ed. T.D.Hardy (4 vols., Rolls Series, 1873-8), i, 336-7; *E(nglish) L(aw) R(eport)* ed. Paul Brand (2vols., Selden Society, vol. 111 & 112, 1996), ii, pp.cxxv-cxxvi.
- (18) Brand, *The Making of Common Law* (London, 1992), p.72 note 81.
- (19) Brand in *EELR*, ii, pp.cxxxix-cxl.
- (20) *Year Books 33-35 Edward I*, ed. Alfred J. Horwood (Rolls Series, 1964), p.471.
- (21) ペンチェリーが有するローマ法の知識に関する他の証拠については British Library, MS.Egerton 2811, ff.101v-102r 及び Bodleian MS.Holkham Misc.30, f.58v を参照。
- (22) British Library, MS.Hargrave 375, f.147v を参照。
- (23) 彼がローマ法の引用句をペンチェリーと取り交わしていることは British Library, MS.Egerton 2811, ff.101v-102v を参照。また『“minor et ecclesia pari passu ambulans”』という引用句を彼が引用していることは British Library, MS. Additional 31826, f.91v を参照。
- (24) Lincoln's Inn, MS. Miscellaneous 738, f.62r; Bodleian MS. Holkham Misc.754, f.51v.
- (25) British Library, MS. Hargrave 375, ff.42v-43v; Cambridge University Library, MS.Ec.6.18, ff.11r-v; *Year Books 2 & 3 Edward II*, ed., F.W. Maitland (Selden Society, vol. 19, 1904) pp.173-8 at 176; British Library, MS.Harley 25, f. 186v; British Library, MS.Stowe 386, f.115r.
- (26) British Library, MS. Additional 31826, f.116r; British Library, MS. Stowe 386, f.115r.
- (27) British Library, MS. Additional 5925, f.76r.
- (28) *Curia Regis Rolls*, vol.13, no. 1194 (1228), 1111-1114 四年の規定における例のものはロンヘンにも時々用いられる。London Eyre of 1244, ed. Helena M. Chew and Martin Weinbaum (London Record Society, vol.6, 1970), no.236, p.96. また『1116-1144年の有名な規定を伝えるロンヘンの年代記作者によつて用いられる』。Liber de Antiquis Legibus (Camden Society old series, no. 34, 1968), p.70.
- (29) 前述二頁も参照。
- (30) 『財務府対話』の著者は、財務府の役人が別の裁判所での訴

訟に巻き込まれた場合に何が生じるかを念頭においている。もしそのようなことが財務府の開廷期中に生じかつその役人が原告であるなら、彼には訴訟を延期するか「代理人を通じて (per procuratorem)」行動するかという選択肢があると述べられている。もし彼が被告であれば、単純に出廷義務が免ぜられる。しかし訴訟が財務府の開廷期中に生じていない場合、彼の出廷のために指定された期日が、財務府の開廷期を始めるために「彼が」財務府に出向くことをできなくするようなことがあれば、彼は単純に「代理人 (procuratorem vel responsalem)」を指名せねばならなくなるであろう。

- (31) *The Treatise on the Laws and Customs of the Realm of England Commonly Called Glanvill*, ed. G. D. G. Hall (Oxford, 1993), pp.132-133.

- (32) Responsalis という語は引き続き用いられているが、それは、法廷外で訴訟当事者によって公式の承認なしに指名されたアトニーに限定して用いられており、そのアトニーはもはやアトニーとしての十分な権限を持っていない者たちであった。

- (33) 前述、三頁を参照。

- (34) *Council and Synods*, ed. ii, part 1, ed. F. M. Powicke and C. R. Cheney (Oxford, 1964), pp.917-8.

- (35) *The Medieval Court of Arches*, ed. F. Donald Logan (Canterbury and York Society vol.95, 2005), pp.7-8.

- (36) *Ibid.*, pp.34-5, 38.

- (37) *Council and Synods*, ed. ii, part 1, ed. F. M. Powicke and C. R. Cheney (Oxford, 1964), pp.258-9.

- (38) 前掲の註4を参照。

- (39) 前掲の註37を参照。

- (40) *The Medieval Court of Arches*, ed. F. Donald Logan (Canterbury and York Society vol.95, 2005), pp.6, 8-10.

〈付記〉

本稿は、オクスフォード大学オール・ソウルズ・カレッジのフェローで、英国学士院のフェローとしてイングリッド法制史学会 (Selden Society) の副会長であるポール・ブランド博士が、関西大学東西学術研究所 (二〇〇八年四月九日) および九州大学法学部 (同一二日) でおこなった講演 (The Origins of the English Legal Profession) の翻訳である。本共訳は、講演当日にそれぞれの会場で通訳を務めた朝治 (於関西大学) と苑田 (於九州大学) が後日訳稿を相互に検討した結果である。

註は、基本的には講演原稿に基づいているが、訳者の判断で講演原稿と共に配付された史料の典拠を加えた。また、読者の便宜のため、本文で既述の箇所についてはその参照のための若干の註を付け加えた。